



資料 4

令和7年度 豊田市自転車利用環境整備推進会議

会議資料

令和8年1月26日（月）10時～



- 1. 豊田市自転車活用推進計画の概要**
- 2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について**
- 3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について**
 - I. 空間づくり**
 - II. 意識づくり**
 - III. 仕組みづくり**
- 4. 今後のスケジュール**



- 1. 豊田市自転車活用推進計画の概要**
2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり
4. 今後のスケジュール



これまでの経緯

豊田市自転車利用環境整備計画の推進(H27~H29)

計画期間：平成27年度～平成29年度までの3か年

- ①空間づくり- 自転車通行空間の整備（整備計画延長30.2km）
- ②意識づくり- ルールの周知・マナーの向上
- ③仕組みづくり-自動車から自転車への転換

豊田市自転車利用環境整備推進会議(H31.3・R1.10・R2.1)

自転車活用推進法(第11条)に基づき、前計画の改訂について検討

- ・前計画を踏襲しつつ、新たな施策の拡充を検討
- ・自転車活用推進計画（国・県）を踏まえ素案作成

豊田市自転車活用推進計画の策定(R2.12)

計画期間：令和2年度～令和6年度までの5か年

- ①空間づくり- 自転車ネットワーク路線の質の向上
- ②意識づくり- 子どもから大人まで通行ルールの共通認識が
持てる啓発・教育の充実
- ③仕組みづくり-自動車から自転車への転換を促し、
楽しく自転車を利用できる取組の推進

豊田市自転車活用推進計画の改訂(R7.3)

計画期間：令和2年度～令和9年度までの8か年

- ①空間づくり- 自転車ネットワーク路線の質の向上
- ②意識づくり- 子どもから大人まで通行ルールの共通認識が
持てる啓発・教育の充実
- ③仕組みづくり-クルマから自転車への転換を促し、
楽しく自転車を利用できる取組の推進

（国・県 自転車活用推進計画）

平成28年12月9日

- 自転車活用推進法の成立

平成29年5月1日

- 自転車活用推進法の施行

⇒[第11条]市町村自転車活用推進計画策定
に努めなければならない

平成30年6月8日

- 自転車活用推進計画の閣議決定

令和2年2月18日

- (愛知県)自転車活用推進計画の策定

令和3年5月28日

- 第2次自転車活用推進計画の閣議決定

令和5年3月

- (愛知県)自転車活用推進計画の改訂



目指す姿

『だれもが安全で快適に楽しく自転車でつながるまち 豊田』
 ～「自転車交通事故の更なる削減」と「クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会」を目指して～

目標	取り組むべき施策
I. 空間づくり ～自転車ネットワーク路線の質の向上～	(1)自転車ネットワーク路線の安全性・快適性の向上
	(2)自転車通行空間の改善
II. 意識づくり ～子どもから大人まで通行ルールの 共通認識が持てる啓発・教育の充実～	(1)自転車の交通ルール（自転車安全利用五則等）の普及啓発の強化
	(2)子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実
	(3)自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進
III. 仕組みづくり ～クルマから自転車への転換を促し、 楽しく自転車を利用できる取組の推進～	(1)クルマと自転車のかしこい使い分けと自転車に乗りたくなる取組の充実
	(2)自転車を活用した健康づくりの促進
	(3)良好な駐輪環境の確保



■計画期間

令和2年度から令和9年度末までの8年間

■目標指標

目標指標名	現状値(R2)	目標値(R6) ^{※1}	目標値(R9) ^{※2}
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28～30年平均)	約2割削減 (220人)	約4割削減 (170人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成30年)	現状維持	現状維持 (R6年の目標値を継続)
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年)	約3%上昇 (27%)	約3%上昇 (27%) (R6年の目標値を継続)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和2年)	向上	向上 (R6年の目標値を継続)
⑤放置自転車の撤去台数	1,896台 (平成28～30年平均)	約2割削減 (1,600台)	約6割削減 (850台)
⑥豊田警察署管内の自転車乗車用ヘルメット着用率	—	—	約16%上昇 (30%) ^{※3}

※1：R2計画策定時の目標、割合は当初（R2計画策定時）に対する値

※2：計画改訂後の目標、割合は当初（R2計画策定時）に対する値

※3：R6調査実績（14.2%）に対する値

■計画の評価・取組体制



※出典：とよた快適自転車プラン
～豊田市自転車利用環境整備計画～
＜概要版＞



■目標値と達成状況

目標指標名	基準値	現況値 (R7)	目標値 (R9)
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28~30年平均)	約4割削減 167人 (令和6年) 😊	約4割削減 (170人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成30年交通まちづくり 行動計画中間評価)	3.8%減 26.6% (令和7年市民意識調査)	現状維持
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年市民意識調査)	1.8%減 22.0% (令和7年市民意識調査)	約3%上昇 (27%)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和2年Eモニター)	8.4%増 77.3% (令和7年市民意識調査) 😊	向上
⑤放置自転車の撤去台数	1,896台 (平成28~30年平均)	約5割削減 924台 (令和6年度) 😊	約6割削減 (850台)
⑥豊田警察署管内の自転車乗車用ヘルメット着用率	14.2% (令和6年)	増減なし 14.2% (令和7年)	約16%上昇 (30%)



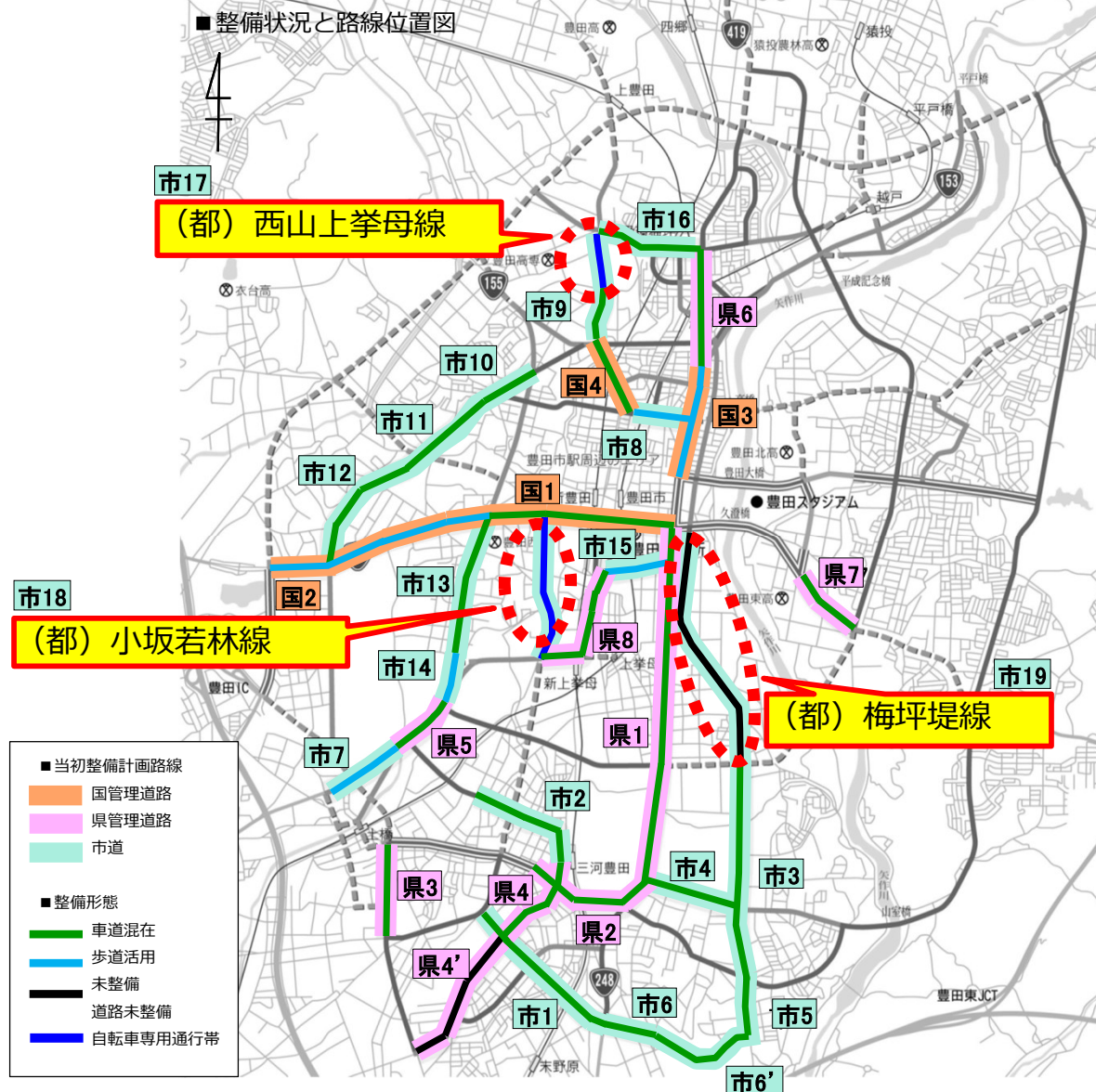
1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
- 2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について**
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり
4. 今後のスケジュール



1 (1) 利用状況(これまでの整備状況)

主体	路線名	整備年度 (当初計画)	整備完了日
国1 車道混在	国道153号(挙母町1～小坂町10)	H29	H30.10.31
国1	国道153号(小坂町10～東新町2)	H29	H30.10.31
国2	国道153号(東新町2～東新町5)	H29	H30.10.31
国3	国道153号(陣中町1北～喜多町4)	H29	H30.10.31
国4	国道155号(栄町3～挙母小学校南)	H28	H29.2.21
県1	国道248号(挙母町1～下林1)	H29	H30.5.31
県1	国道248号(下林1～トヨタ町南)	H29	H30.5.31
県2	県道豊田環状線(トヨタ町南～山之手西5)	H30	R1.7.31
県3	県道豊田安城線(曙町～竜神町桃山)	H30	R2.11.24
県4	県道三河豊田停車場大林線(三河豊田駅前～大林町14)	H30	H31.3.31
県4'	県道三河豊田停車場大林線(大林町14～大林町8)	H30	未整備区間
県5	国道419号(細谷町7～土橋町2)	H29	H30.3.20
県6	国道419号(陣中町1北～東梅坪町1)	H30	R2.3.31
県7	国道301号(御立町1～野見小西)	H30	R1.5.31
県8	国道419号(神田町2～御幸町3)	H30	H31.3.31
市1	(都) 大林豊栄線(山之手10南～豊栄町6)	H27	H28.3.18
市2	(都) 豊田今本線(緑ヶ丘5～三河豊田駅前)	H27	H28.3.18
市3	(都) 梅坪堤線(長興寺9～河合町1)	H28	H29.3.24
市4	市道豊田環状1号線(トヨタ町～トヨタ町東)	H28	H29.3.24
市5	(都) 梅坪堤線(河合町1～豊栄河合線交差部)	H28	H29.3.24
市6	(都) 豊栄河合線(豊栄町6～豊栄前山線交差部)	H28	H29.3.24
市6'	(都) 豊栄河合線(豊栄前山線交差部～梅坪堤線交差部)	R3	R4.2.24
市7	(都) 豊田刈谷線(土橋町2～●)	H29	H30.2.28
市8	(都) 豊田則定線(久保町2～挙母小学校南)	H29	H30.2.28
市9	(都) 西山上挙母線(栄町1～栄町3)	H29	H30.6.29
市10	(都) 平戸橋土橋線(朝日町6～朝日町1)	H29	H30.6.29
市11	(都) 平戸橋土橋線(朝日町1～宮町5)	H29	H30.6.29
市12	(都) 平戸橋土橋線(宮町5～東新町2)	H29	H30.6.29
市13	(都) 豊田刈谷線(小坂町10～細谷町4)	H29	H30.6.29
市14	(都) 豊田刈谷線(細谷町4～細谷町7)	H29	H30.6.29
市15	(都) 初陣線(十塚町4～神田2)	H29	H30.2.28
市16	市道西山越戸線(高原町3～東梅坪町1)	H29	H30.6.29
市17	(都) 西山上挙母線(高原町3～栄町1)	R4	完成 R5.8.11 (規制開始 R5.12.1)
市18	(都) 小坂若林線(小坂町12～御幸町3)	R5～R6	完成 R6.9.2 (規制開始 R6.8.5)
市19	(都) 梅坪堤線(長興寺9～挙母町4)	R7～R9	R9年度予定

豊田市自転車活用推進計画における優先整備路線(L=4.0km)





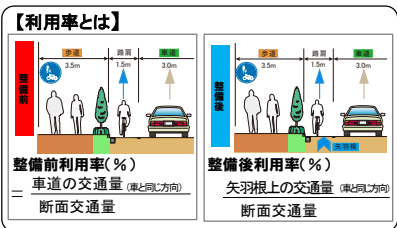
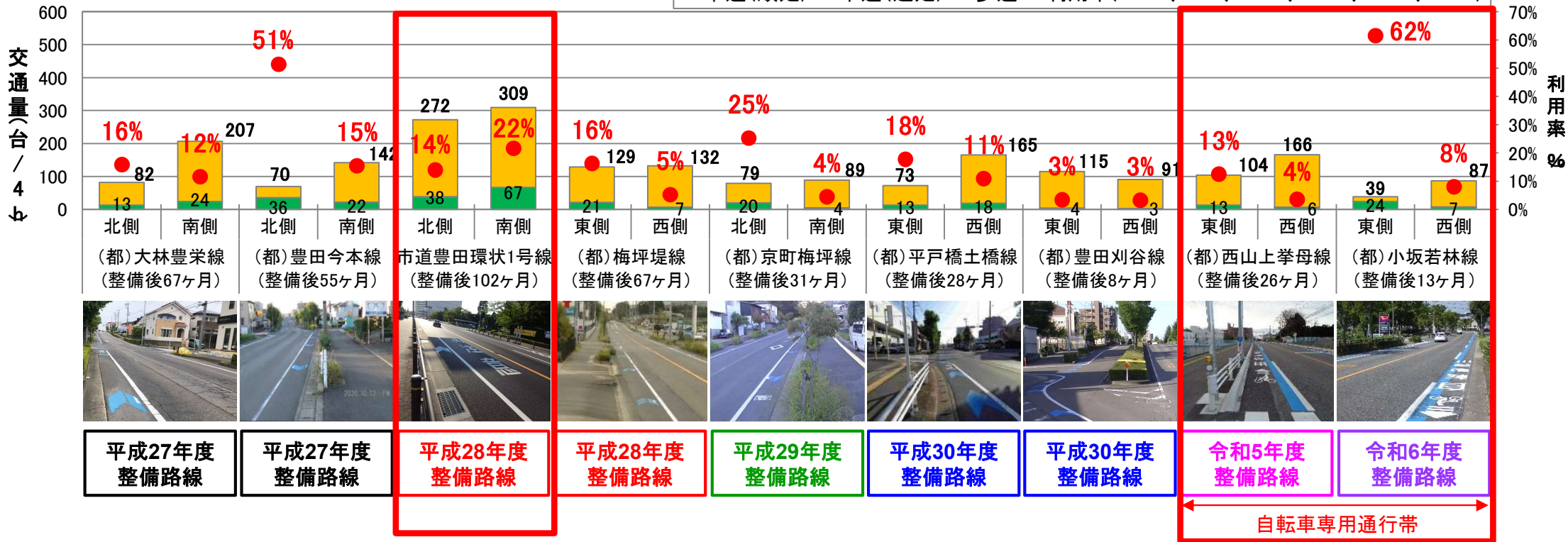
1(2)利用状況(自転車通行空間の利用効率)

○豊田市が整備した自転車専用通行帯の利用率の平均は約13%。

自転車の走行位置別 交通量と利用率

□ R7年度調査実施路線

■ 車道(順走) ■ 車道(逆走) ■ 歩道 ● 利用率(R7.10、R7.9、R4.10、R3.10、R2.10、H31.2)



※出典 (都)大林豊栄線 : 整備後67ヶ月ビデオ調査 (R3.10.7)
 (都)豊田今本線 : 整備後55ヶ月ビデオ調査 (R2.10.13)
 市道豊田環状1号線 : 整備後102ヶ月ビデオ調査 (R7.9.25)
 (都)梅坪堤線 : 整備後67ヶ月ビデオ調査 (R4.10.13)
 (都)京町梅坪線 : 整備後31ヶ月ビデオ調査 (R2.10.15)
 (都)平戸橋土橋線 : 整備後28ヶ月ビデオ調査 (R2.10.15)
 (都)豊田刈谷線 : 整備後8ヶ月ビデオ調査 (H31.2.12)
 (都)西山上挙母線 : 整備後26ヶ月ビデオ調査 (R7.10.7)
 (都)小坂若林線 : 整備後13ヶ月ビデオ調査 (R7.9.25)
 調査時間 : 7:00~9:00、16:00~18:00の4時間

※黒数字は、全体交通量と車道(順走)を表示

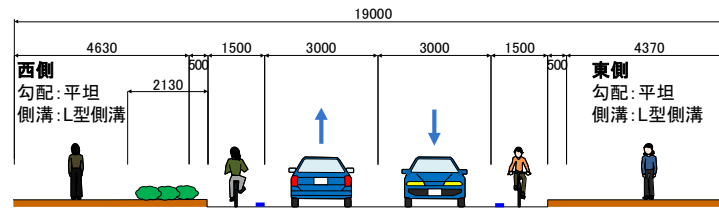


1(2)利用状況(自転車通行空間の利用効率)

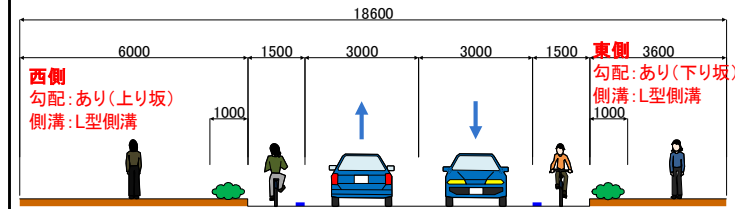
 R7年度調査実施路線

○利用率調査地点の自転車通行空間の断面は以下の通り。

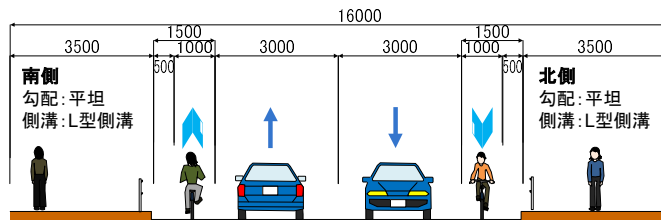
(都)西山上拳母線 [令和5年度整備路線]



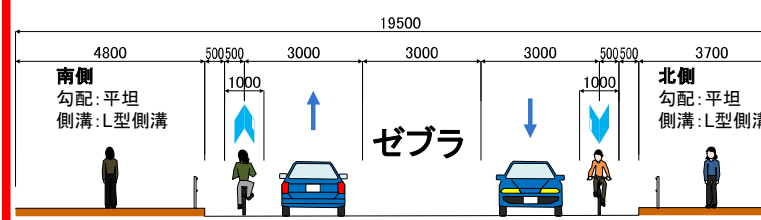
(都)小坂若林線 [令和6年度整備路線]



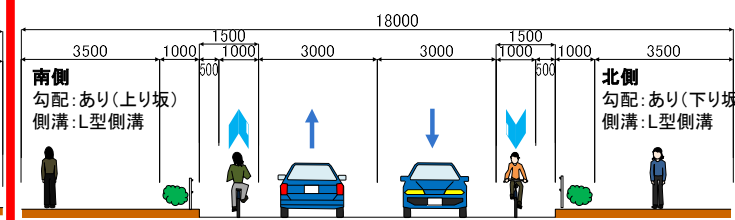
(都)大林豊栄線 [平成27年度整備路線]



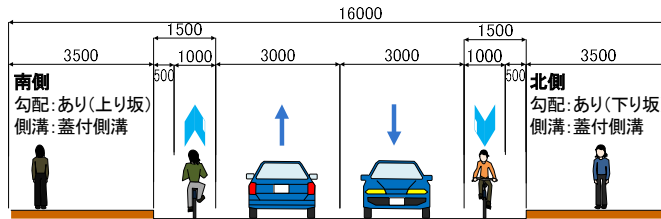
市道豊田環状1号線 [平成28年度整備路線]



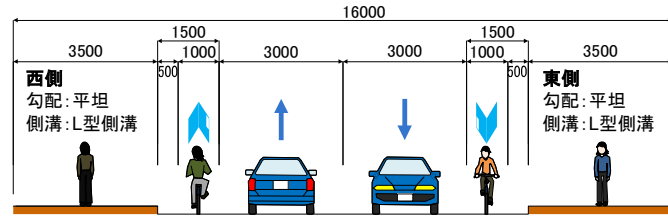
(都)京町梅坪線 [平成29年度整備路線]



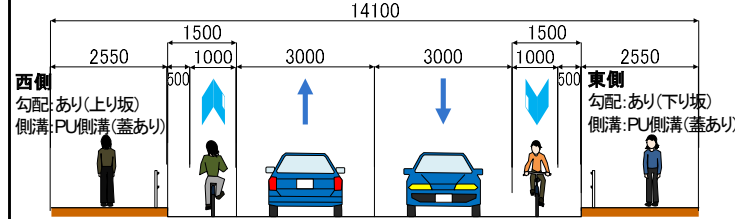
(都)豊田今本線 [平成27年度整備路線]



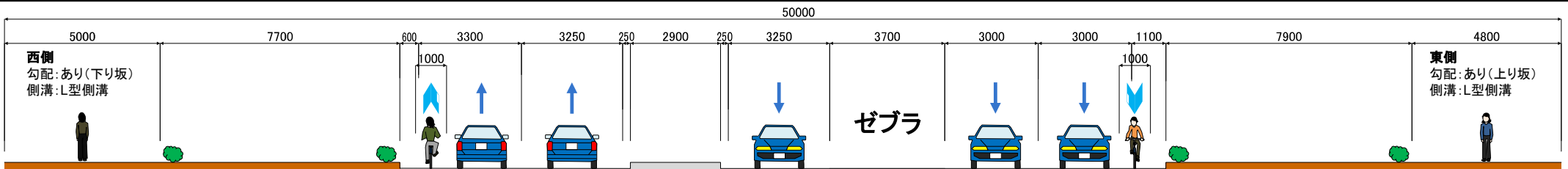
(都)梅坪堤線 [平成28年度整備路線]



(都)平戸橋土橋線 [平成30年度整備路線]



(都)豊田刈谷線 [平成30年度整備路線]





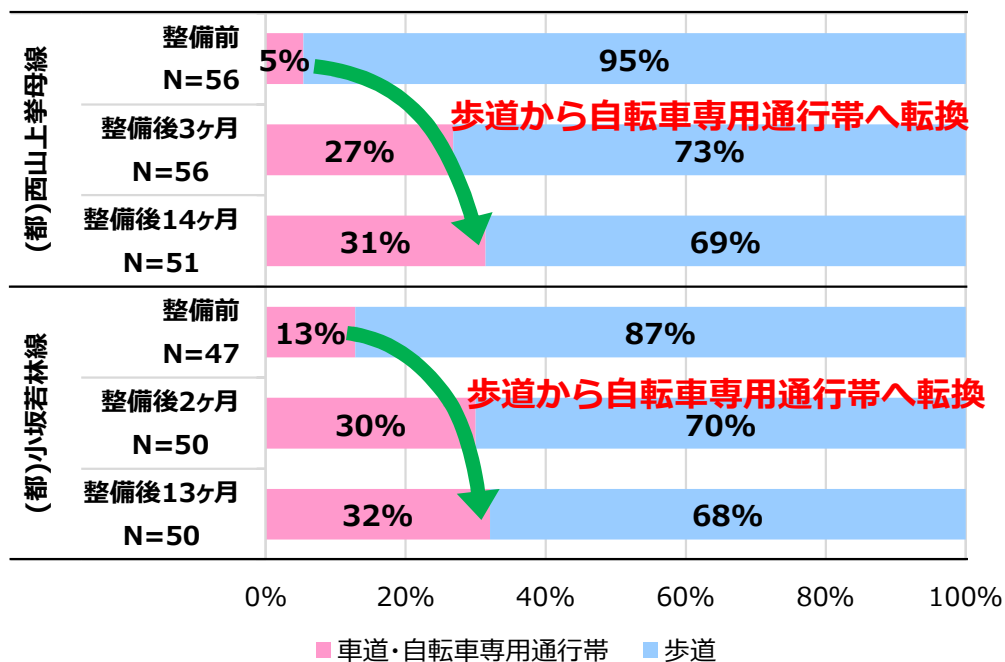
1(3)利用状況(整備前と整備後の自転車通行位置及び安全性の満足度)

- 整備前後での通行位置を比較すると、(都)西山上拳母線、(都)小坂若林線ともに歩道から自転車専用通行帯へ転換していると考えられる。
- 安全性については、整備直後における「満足している」「やや満足している」の合計は、自転車専用通行帯で整備した(都)西山上拳母線では約81%、(都)小坂若林線では約77%であり、矢羽根で整備した他の路線と比較し満足度が高い。

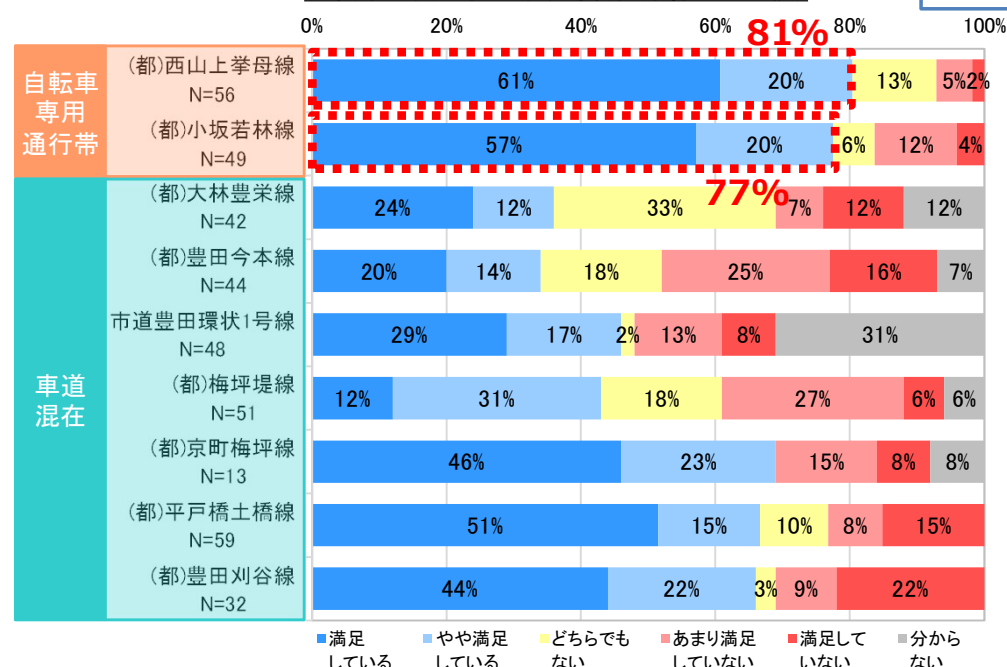
▼自転車専用通行帯の整備前と整備後について、自転車で通行している位置はどこですか？

▼安全性に満足していますか？ 【自転車利用者】

【自転車利用者】



自転車の安全性の満足度(他路線との比較)



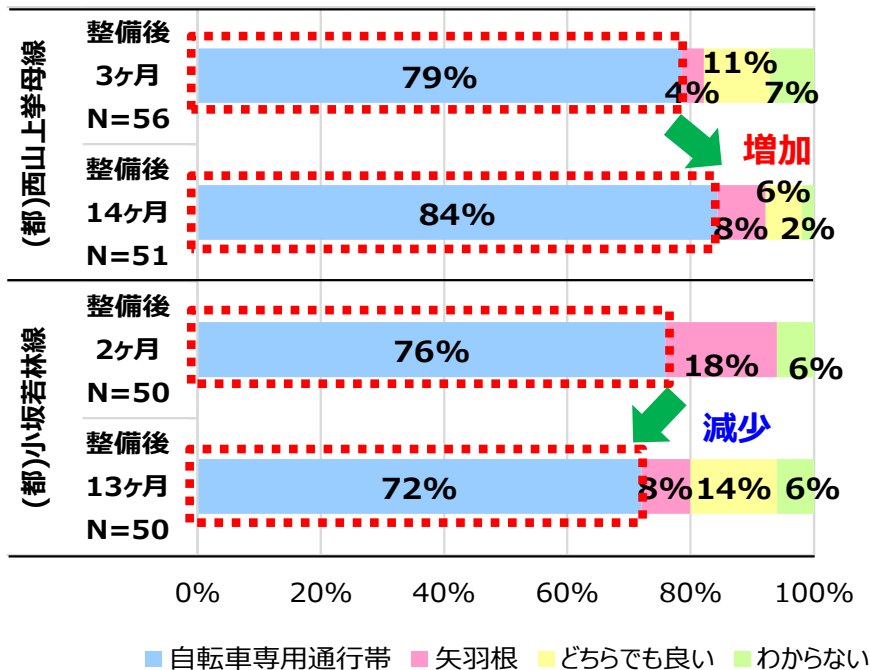
※出典 アンケート調査 (都)西山上拳母線 : 整備後3ヶ月 (R5.12.21) (都)小坂若林線 : 整備後2ヶ月 (R6.10.31,R6.11.20) (都)大林豊栄線 : 整備後3ヶ月 (H28.7.4) (都)豊田今本線 : 整備後3ヶ月 (H28.6.27) 市道豊田環状1号線 : 整備後3ヶ月 (H29.6.15) (都)梅坪堤線 : 整備後3ヶ月 (H29.6.15) (都)京町梅坪線 : 整備後3ヶ月 (H30.6.12) (都)平戸橋土橋線 : 整備後1ヶ月 (H30.7.10) (都)豊田刈谷線 : 整備後1ヶ月 (H30.7.12)



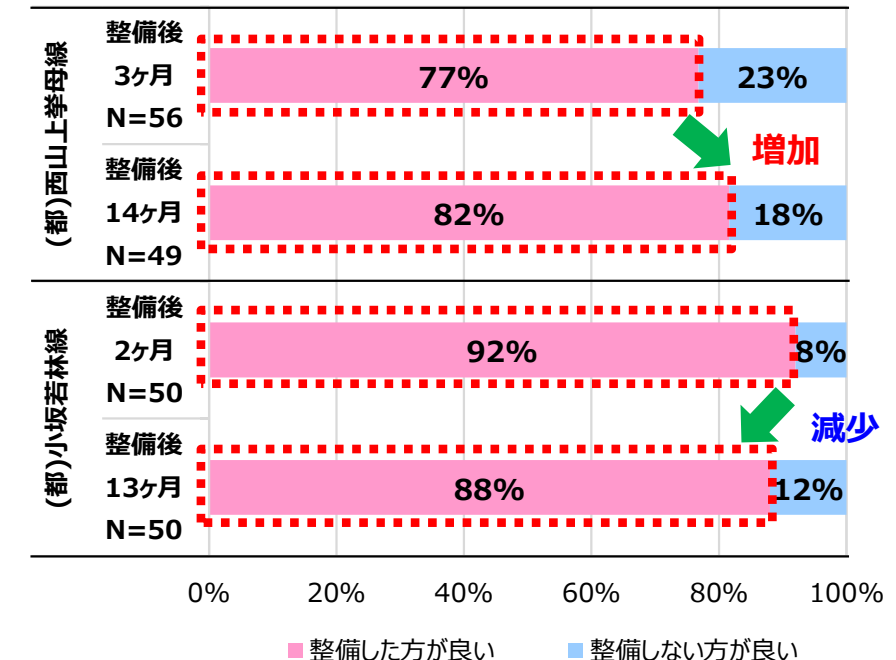
1(3)利用状況(自転車で走りやすい整備形態及び自転車通行空間の整備意向)

- 自転車で走りやすい整備形態について、(都)西山上拳母線、(都)小坂若林線ともに自転車専用通行帯の評価が最も高く、それぞれ約84%、約72%。
- また、(都)西山上拳母線では整備後3ヶ月の約79%から整備後14ヶ月は約84%と増加。(都)小坂若林線では整備後2ヶ月の約76%から整備後13ヶ月は約72%と減少。
- 整備意向について、「整備した方が良い」が(都)西山上拳母線では整備後3ヶ月の約77%から整備後14ヶ月は約82%と増加。(都)小坂若林線では整備後2ヶ月の約92%から整備後13ヶ月は約88%と減少。

▼自転車で走りやすい整備形態【自転車利用者】



▼自転車通行空間の整備意向【自転車利用者】



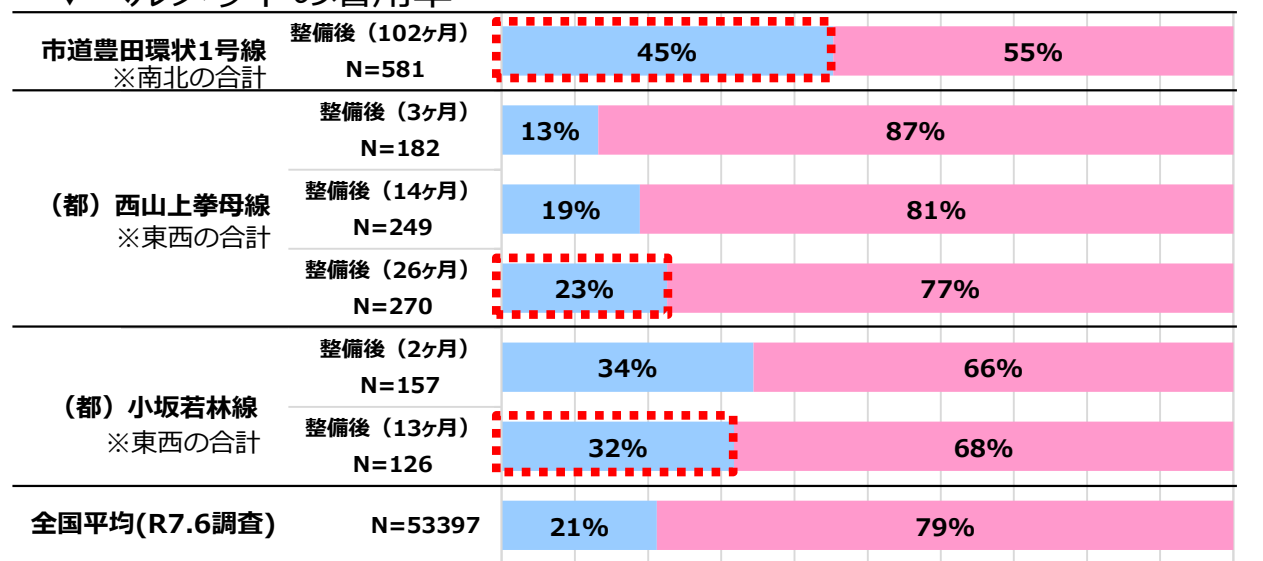
※出典 アンケート調査 (都)西山上拳母線 : 整備後3ヶ月 (R5.12.21) 整備後14ヶ月 (R6.10.24)
(都)小坂若林線 : 整備後2ヶ月 (R6.10.31, R6.11.20) 整備後13ヶ月 (R7.9.18, R7.10.7)



1(3)利用状況(ヘルメットの着用率)

- ヘルメットの着用率は、市道豊田環状1号線の整備後102ヶ月では約45%、(都)西山上拳母線の整備後26ヶ月では約23%、(都)小坂若林線の整備後13ヶ月では約32%。
- 着用する主な意見としては、「法律や条例でヘルメット着用となったから」、「ヘルメットを着用すると死亡率が低くなるから」が多かった。
- 着用しない主な意見としては、「通気性が悪く、むれるから」、「髪型がくずれるから」、「みんながかぶっていないから」が多かった。

▼ヘルメットの着用率



■着用している ■着用していない 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

※出典 ビデオ調査 (都)西山上拳母線 : 整備後3ヶ月 (R5.12.19) 整備後14ヶ月 (R6.10.31) 整備後26ヶ月 (R7.10.7)
(都)小坂若林線 : 整備後2ヶ月 (R6.10.24) 整備後13ヶ月 (R7.9.25)
市道豊田環状1号線 : 整備後102ヶ月 (R7.9.25)
自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果(警察庁 R7.6.2~R7.6.30(平日))



【ヘルメットを着用する理由】

- ・法律や条例でヘルメット着用となったから
- ・ヘルメットを着用すると死亡率が低くなるから



【ヘルメットを着用しない理由】

- ・通気性が悪く、むれるから
- ・髪型がくずれるから
- ・みんながかぶっていないから

※出典 アンケート調査 (都)西山上拳母線 : 整備後3ヶ月 (R5.12.21) 整備後14ヶ月 (R6.10.24)
(都)小坂若林線 : 整備後2ヶ月 (R6.10.31, R6.11.20) 整備後13ヶ月 (R7.9.18, R7.10.7)

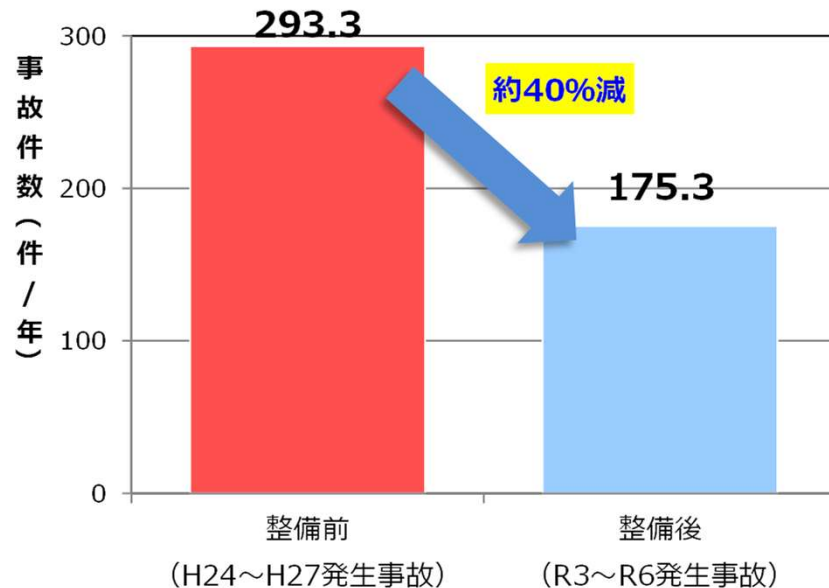


2(1) 1) 豊田市の自転車関連事故発生状況の変化

- 自転車関連事故数についてH24～H27とR3～R6を比較した場合、市内全体では**約40%**減少しており、自転車通行空間整備路線では**約62%**減少。
- 自転車通行空間整備路線の方が、事故の減少率が大きい結果となっている。

豊田市内

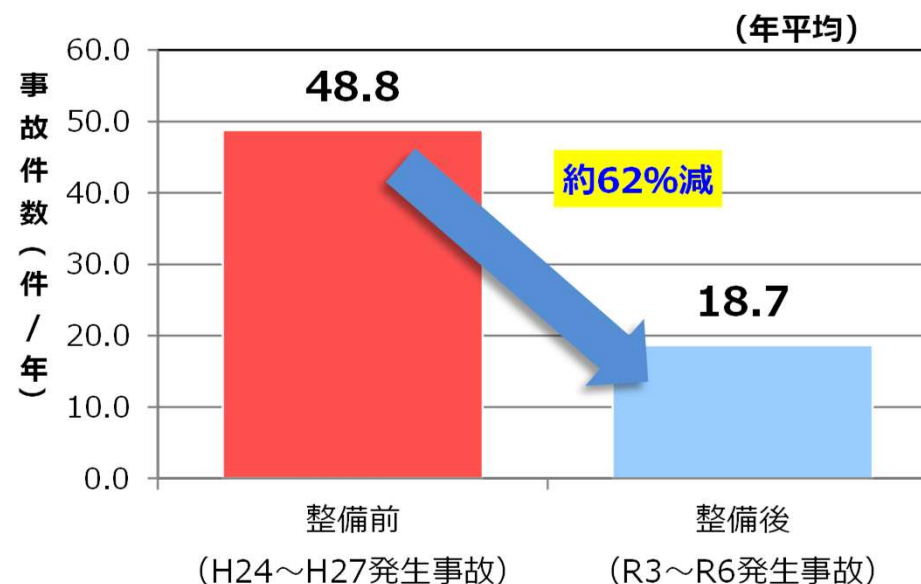
豊田市内の自転車事故件数（年平均）



自転車通行空間整備路線※

※R6.12.31までに整備された路線

自転車通行空間整備路線※における自転車事故件数



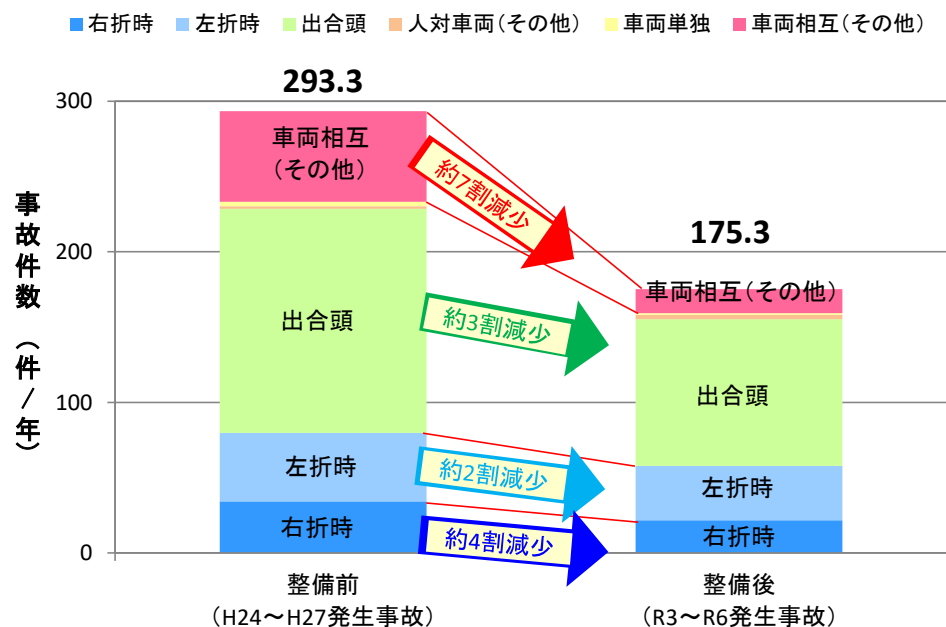


2(1) 2) 豊田市の自転車関連事故発生状況の変化<事故類型別>

- 事故類型別に自転車事故件数を比較した場合、主な類型である「出合頭」、「左折時」、「右折時」、「車両相互（その他）」のいずれにおいても自転車通行空間整備路線の方が自転車事故減少率大きい。

豊田市内

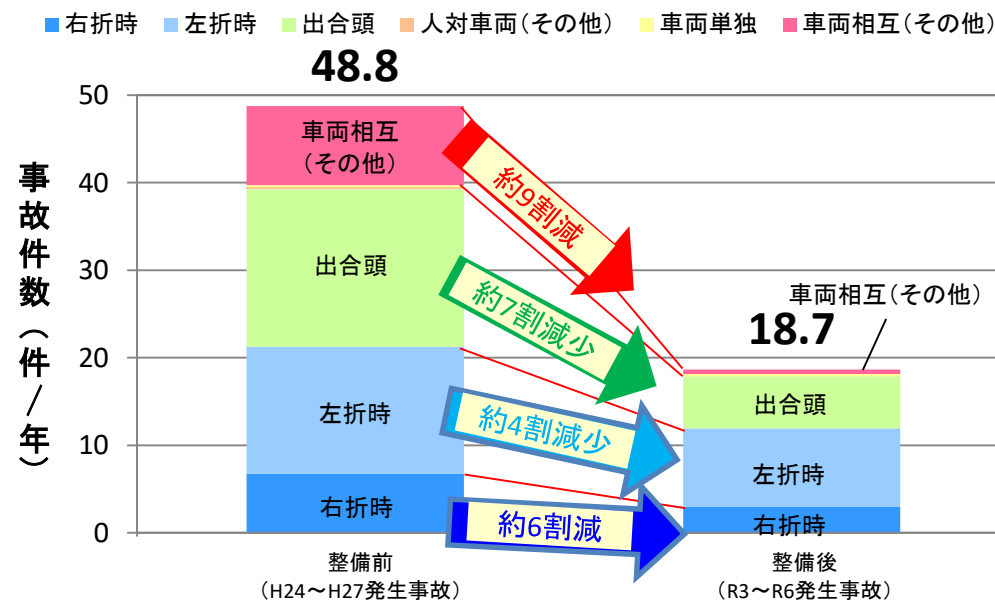
豊田市内の自転車事故件数(年平均) <事故類型別>



自転車通行空間整備路線*

※R6.12.31までに整備された路線

自転車通行空間整備路線における自転車事故件数(年平均) <事故類型別>

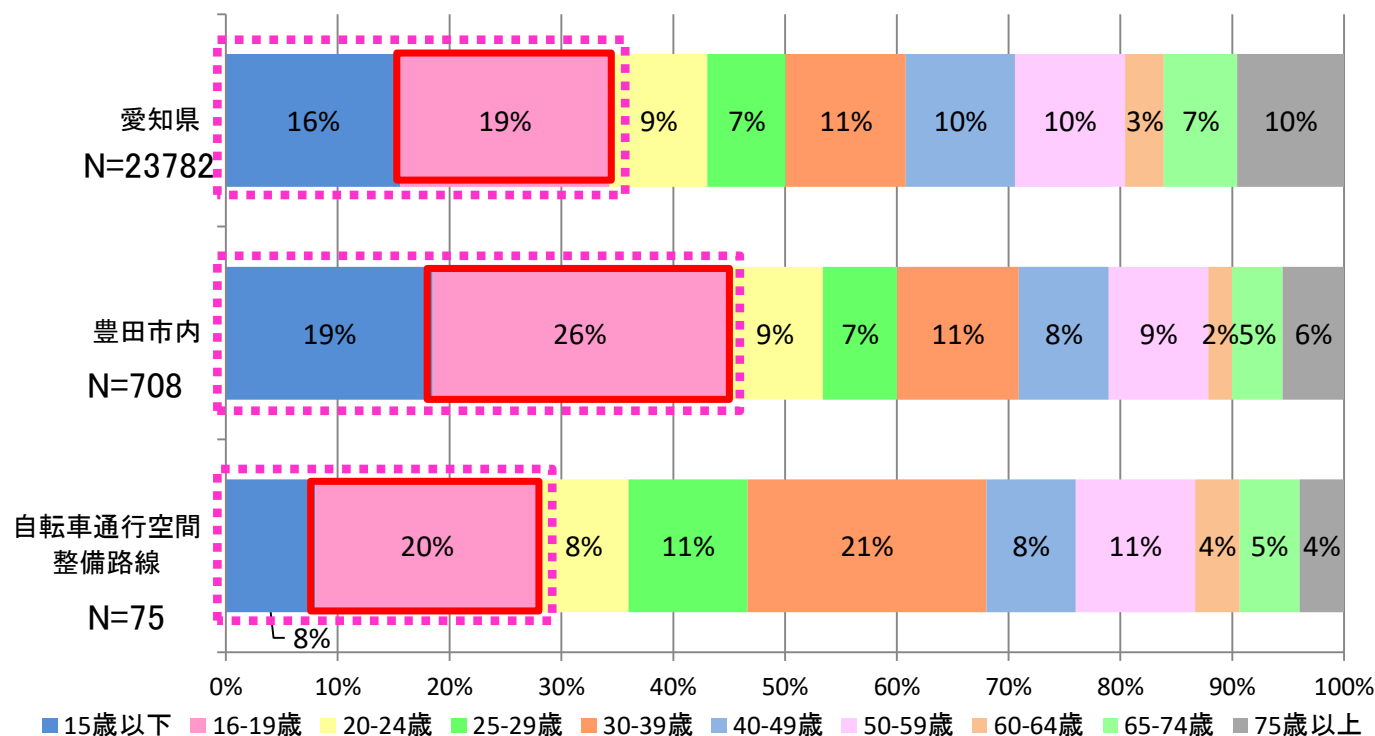




2(2) 年齢別にみた自転車関連事故死傷者割合

- 自転車関連事故において、最も発生が多い年齢層は**16～19歳**。
- 10代の自転車関連事故について、愛知県内全体よりも豊田市内の方がより多くの割合で発生している。
- 整備済路線での10代の自転車関連事故は、愛知県内全体よりも割合が低い。

自転車関連事故の年齢別死傷者割合(年平均)



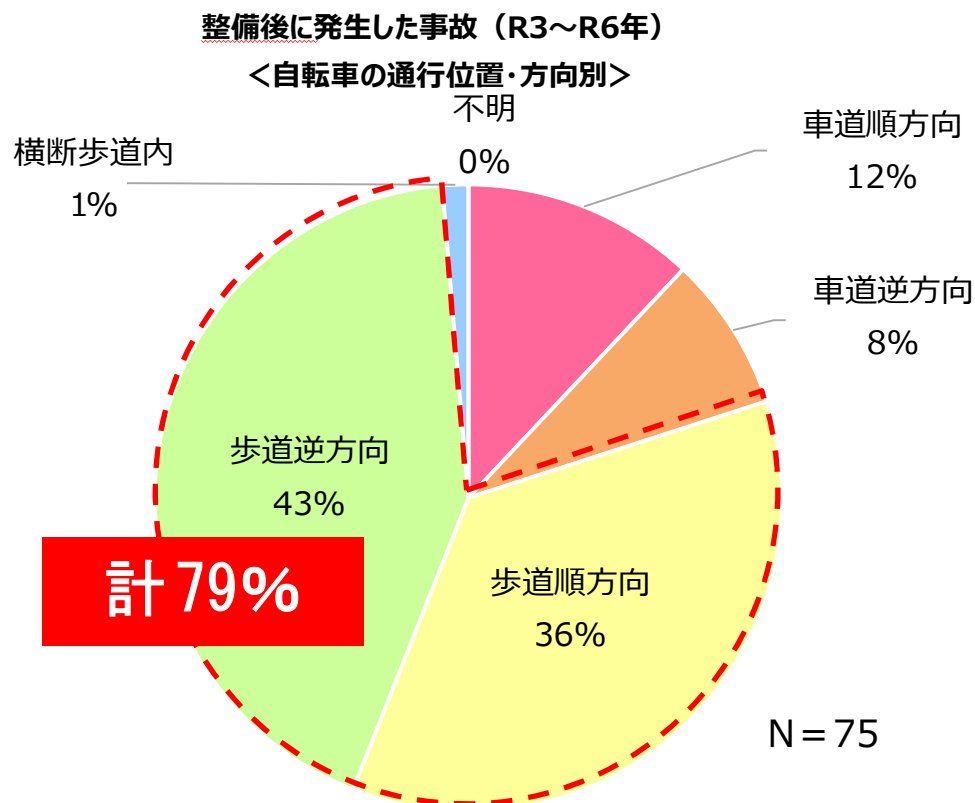
※集計年数：R3～6年

※出典 愛知県警察提供の事故データを基に豊田市が作成



2(3) 自転車の通行位置・方向別にみた自転車関連事故

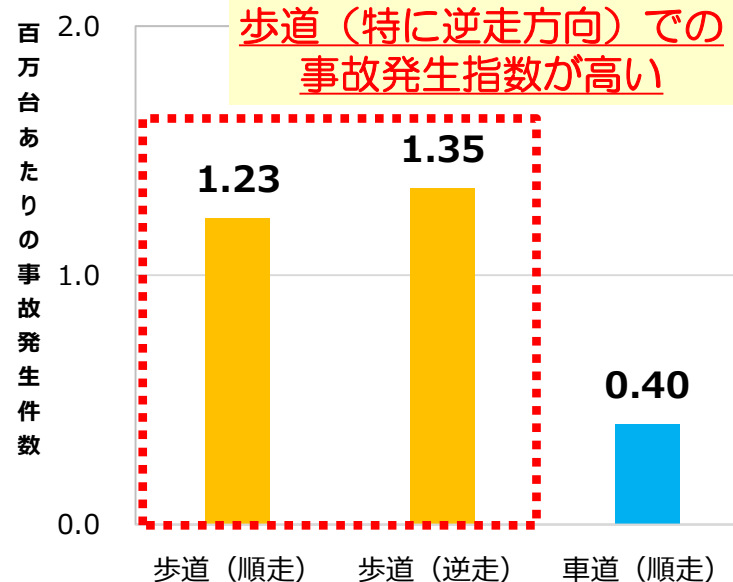
- 自転車通行空間整備後に発生した事故を、自転車の通行位置・方向別で見ると、**歩道での事故が約8割発生**。
- 自転車通行空間整備路線のうち交通量調査実施路線において、自転車通行位置別で事故発生指数をみると、**歩道逆走行時の事故発生の確率が最も高い**。



※集計年数：R3~6年

※出典 愛知県警察提供の事故データを基に豊田市が作成

市道における自転車通行位置別事故発生指数



※出典 愛知県警察提供の事故データを基に豊田市が作成

※交通量は以下の調査結果を使用 (調査時間：7:00~9:00、16:00~18:00の4時間)

※これまでの事後調査のうち、最も自転車交通量が多い結果を使用

(都)大林豊栄線：整備後67ヶ月ビデオ調査 (R3.10.7)

(都)豊田今本線：整備後55ヶ月ビデオ調査 (R2.10.13)

市道豊田環状1号線：整備後24ヶ月ビデオ調査 (H30.6.7)

(都)梅坪堤線：整備後12ヶ月ビデオ調査 (H30.1.30)

(都)京町梅坪線：整備後3ヶ月ビデオ調査 (H30.6.5)

(都)平戸橋土橋線：整備後28ヶ月ビデオ調査 (R2.10.15)

(都)豊田刈谷線：整備後1ヶ月ビデオ調査 (H30.7.10)

(都)西山上挙母線：整備後3ヶ月ビデオ調査 (R5.12.19)

(都)小坂若林線：整備後2ヶ月ビデオ調査 (R6.10.24)



1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について
- 3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について**
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり
4. 今後のスケジュール



I. 空間づくり

- (1) 令和7年度の施策実施内容
- (2) 令和8年度の施策実施予定

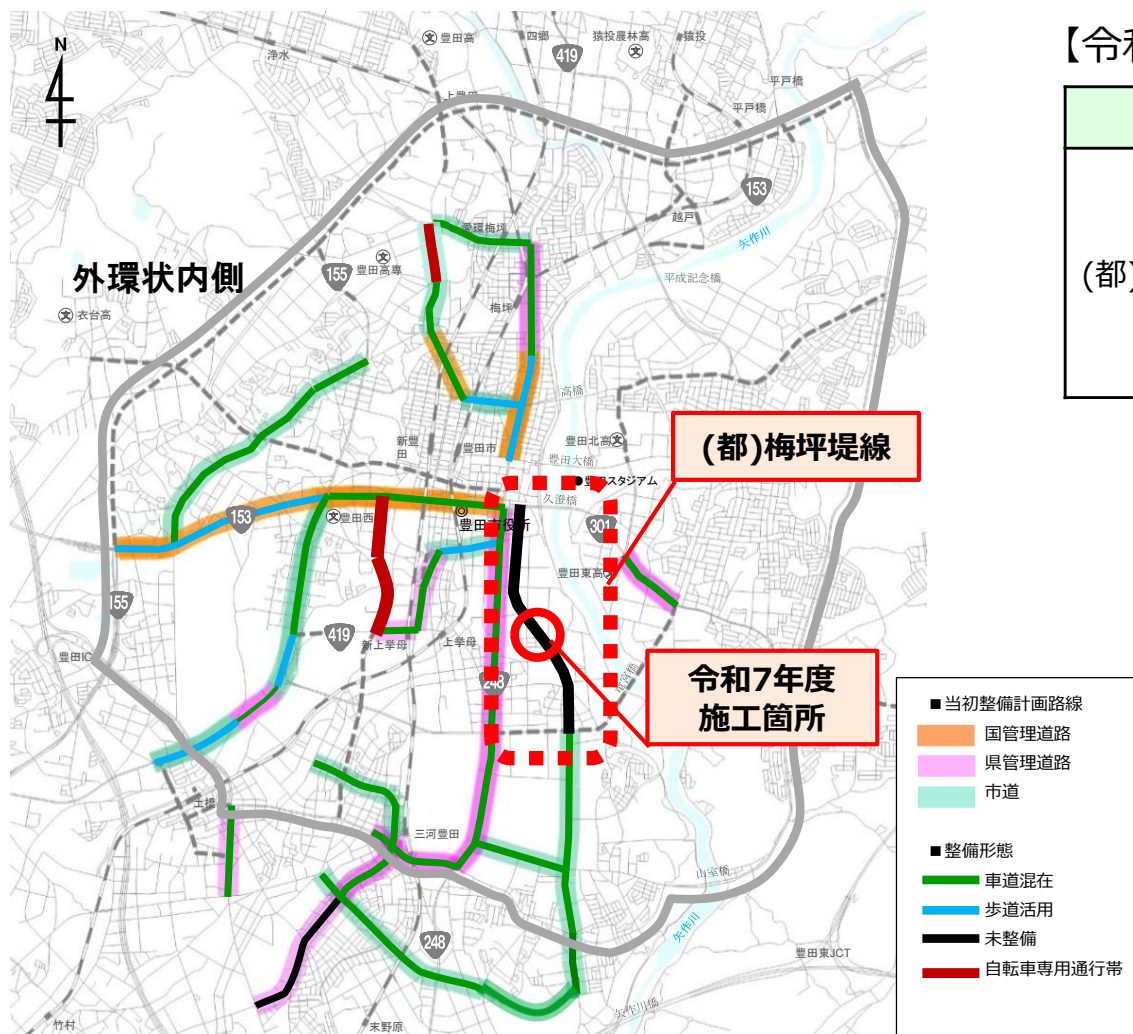
II. 意識づくり

III. 仕組みづくり



1) 優先整備路線の整備

○令和7年度は (都) 梅坪堤線で整備工事を実施。



※令和8年1月現在

【令和7年度の施策実施路線・施策内容】

路線名	内容
(都)梅坪堤線	整備区間：挙母町4丁目交差点 ～長興寺9丁目交差点 整備箇所：L=2.25kmのうち 交差点改良 N=1か所 整備内容：自転車専用通行帯の幅員確保のための 交差点改良



2) (都) 梅坪堤線の整備内容

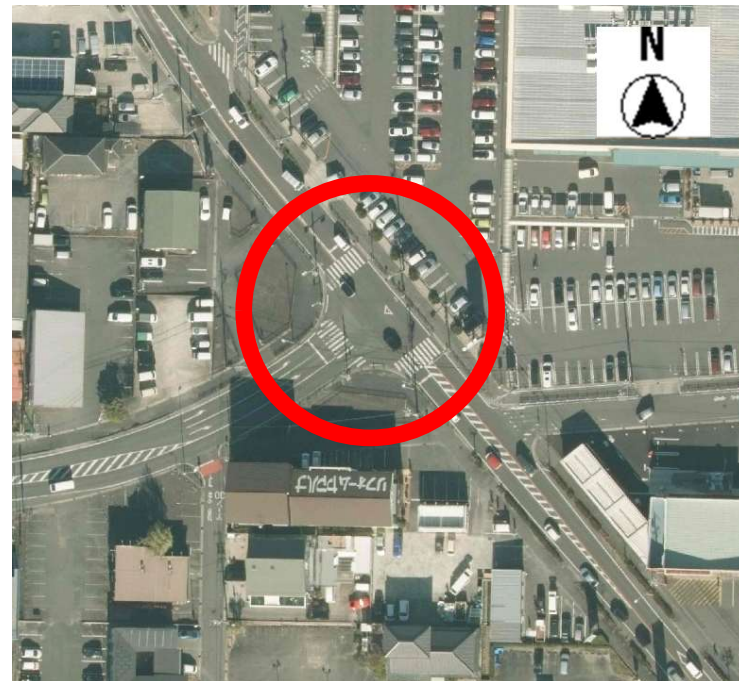
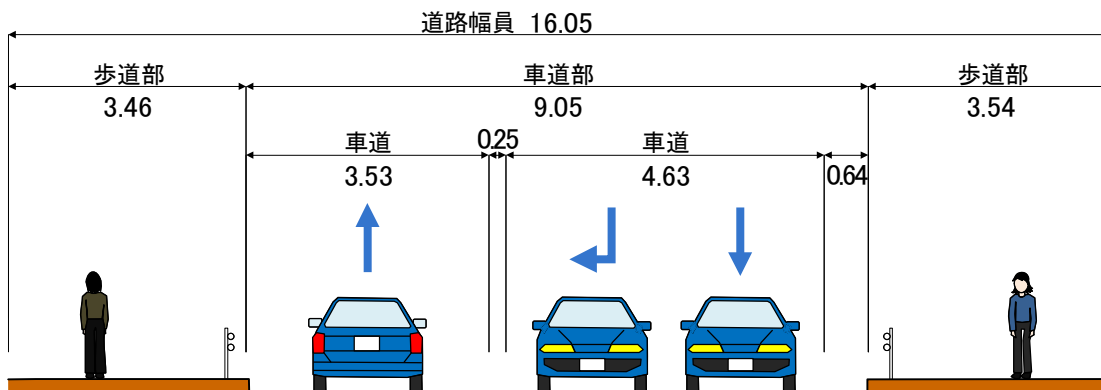
○令和7年度は交差点部の幅員確保のための交差点改良を実施。

【令和7年度の施策実施路線・施策内容】

◆交差点部

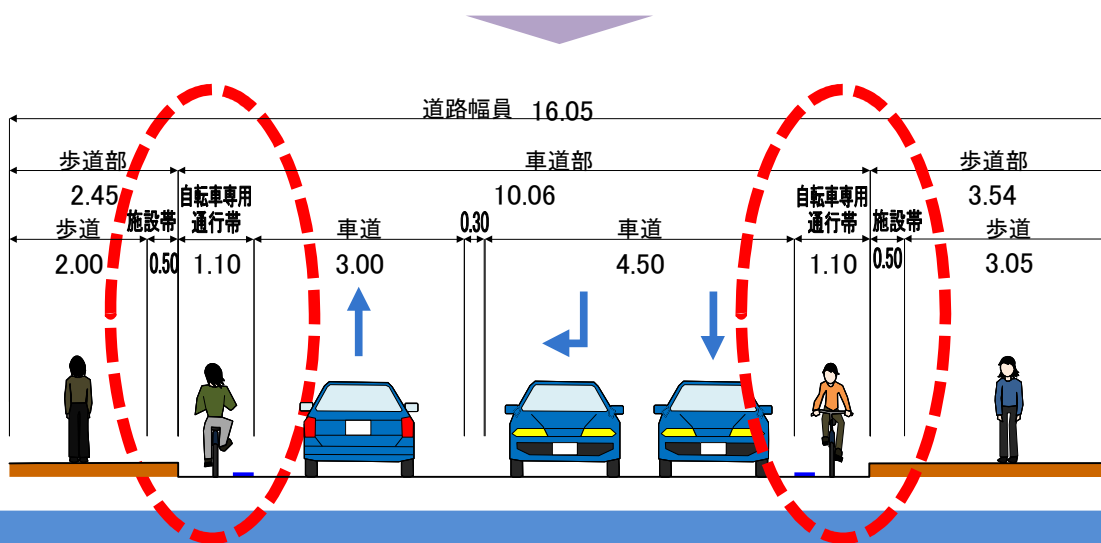
【改良前】

整備前



【改良後】 西

整備後



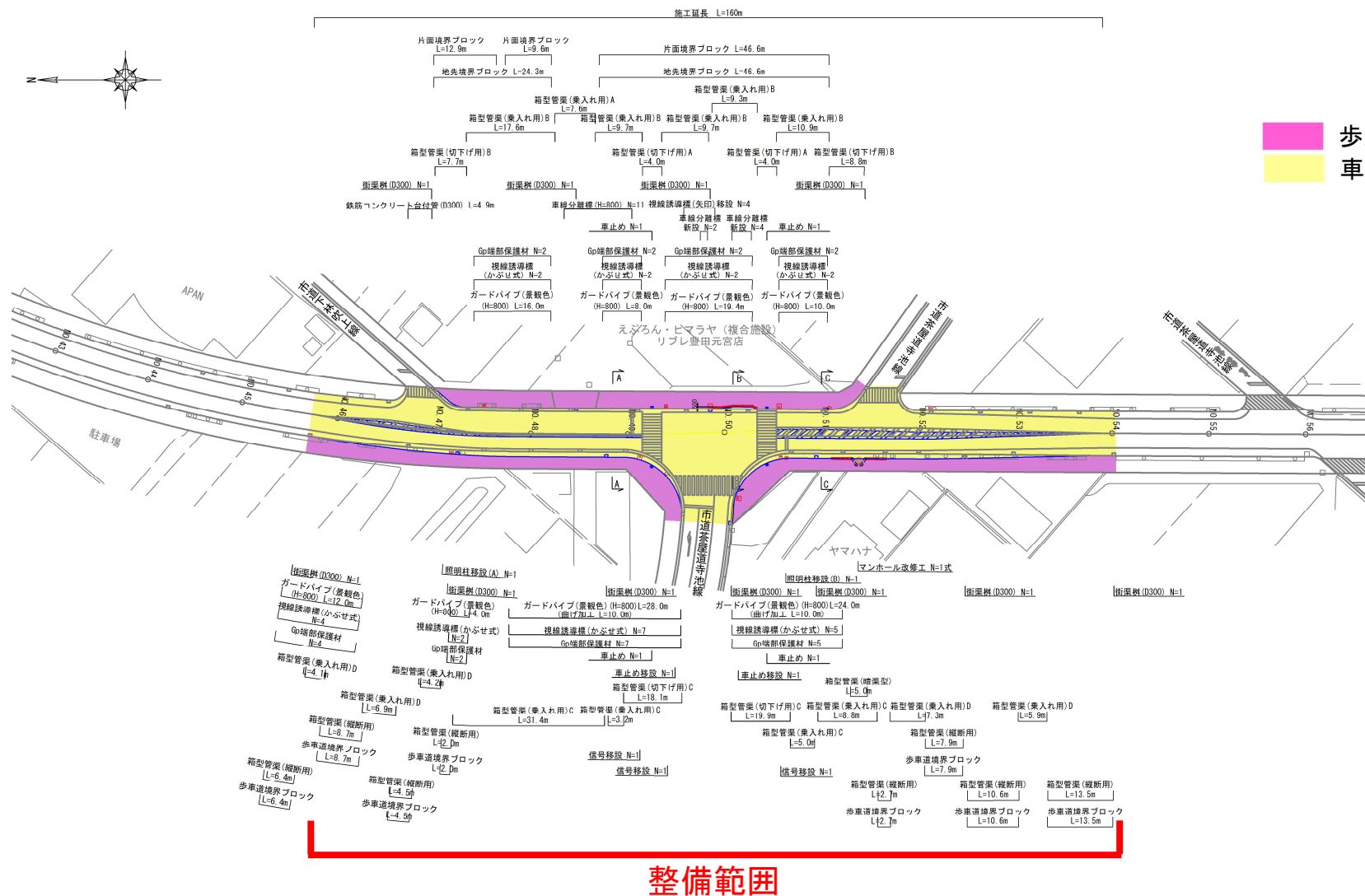
東

【整備内容】

- 路肩の幅員 (1.1~1.5m) 確保
- 植栽帯の一部撤去
- 歩車道境界ブロックの移設
- 信号機の移設



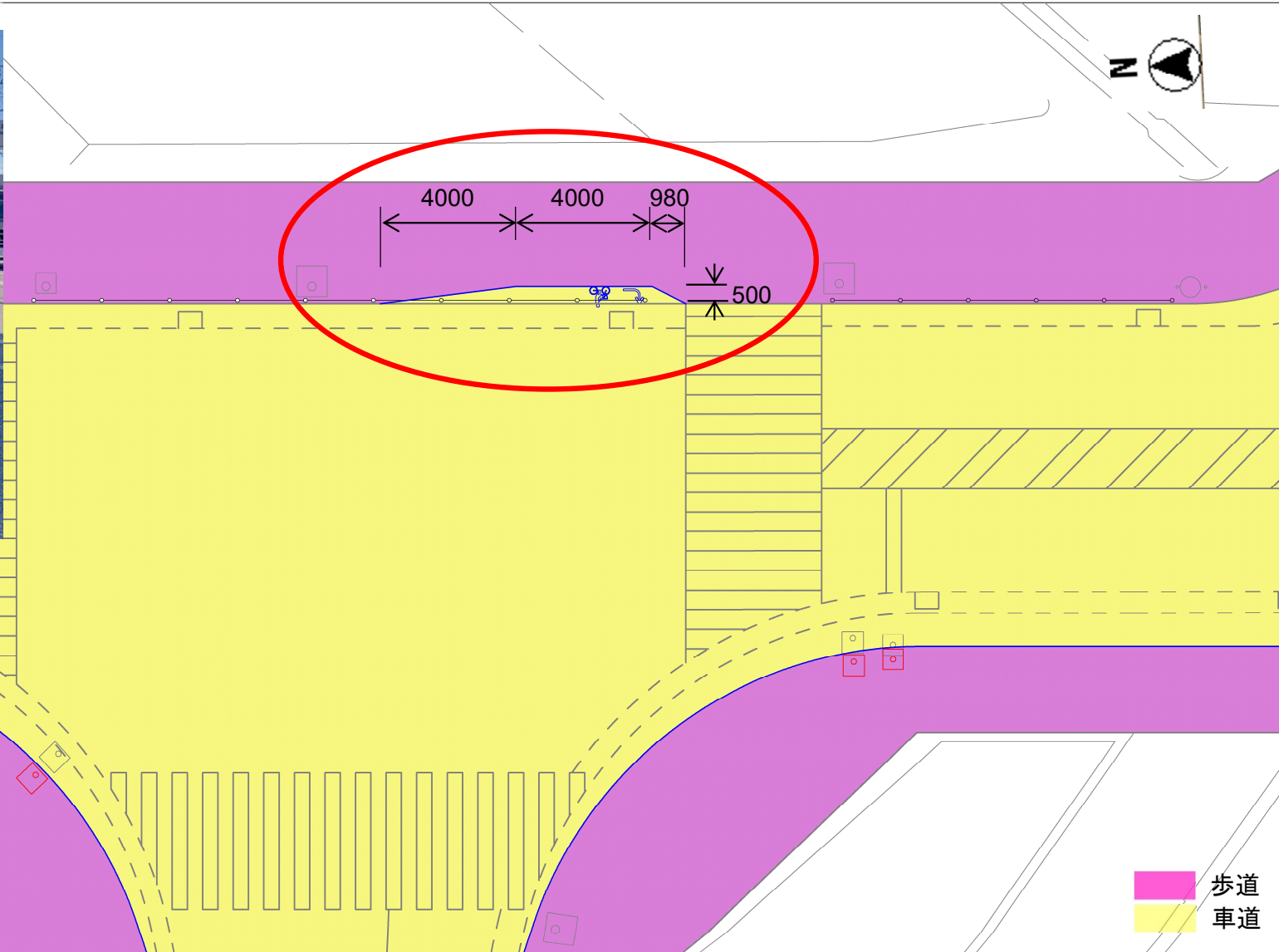
3) (都) 梅坪堤線 交差点整備平面図





3) (都) 梅坪堤線 交差点整備平面図 (拡大)

イメージ((都)西山上挙母線)

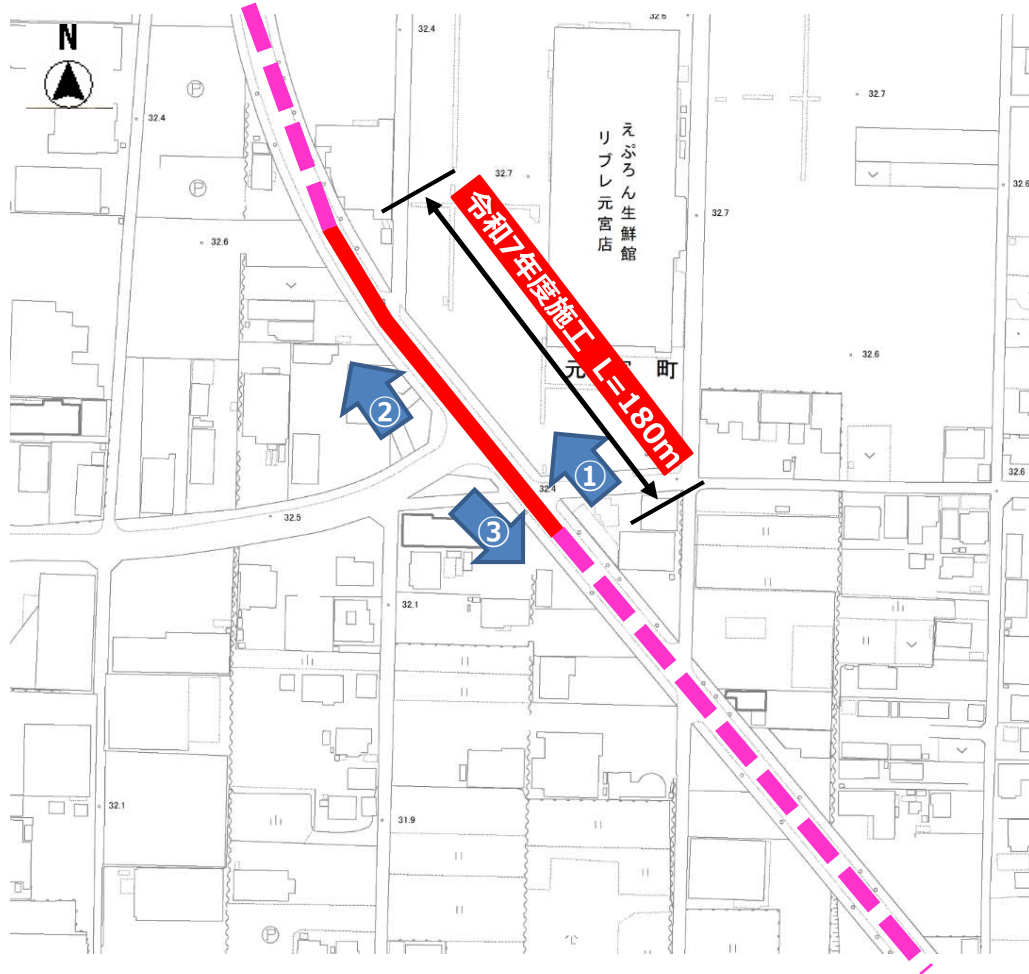




4) (都) 梅坪堤線の整備内容

○令和7年度は交差点部の幅員確保のための交差点改良を実施。

【令和7年度の施策実施路線・施策内容】



対策前



①

工事中(R8. 1. 19時点)



信号移設

スリット側溝化

②



歩道の縮小
スリット側溝化

③

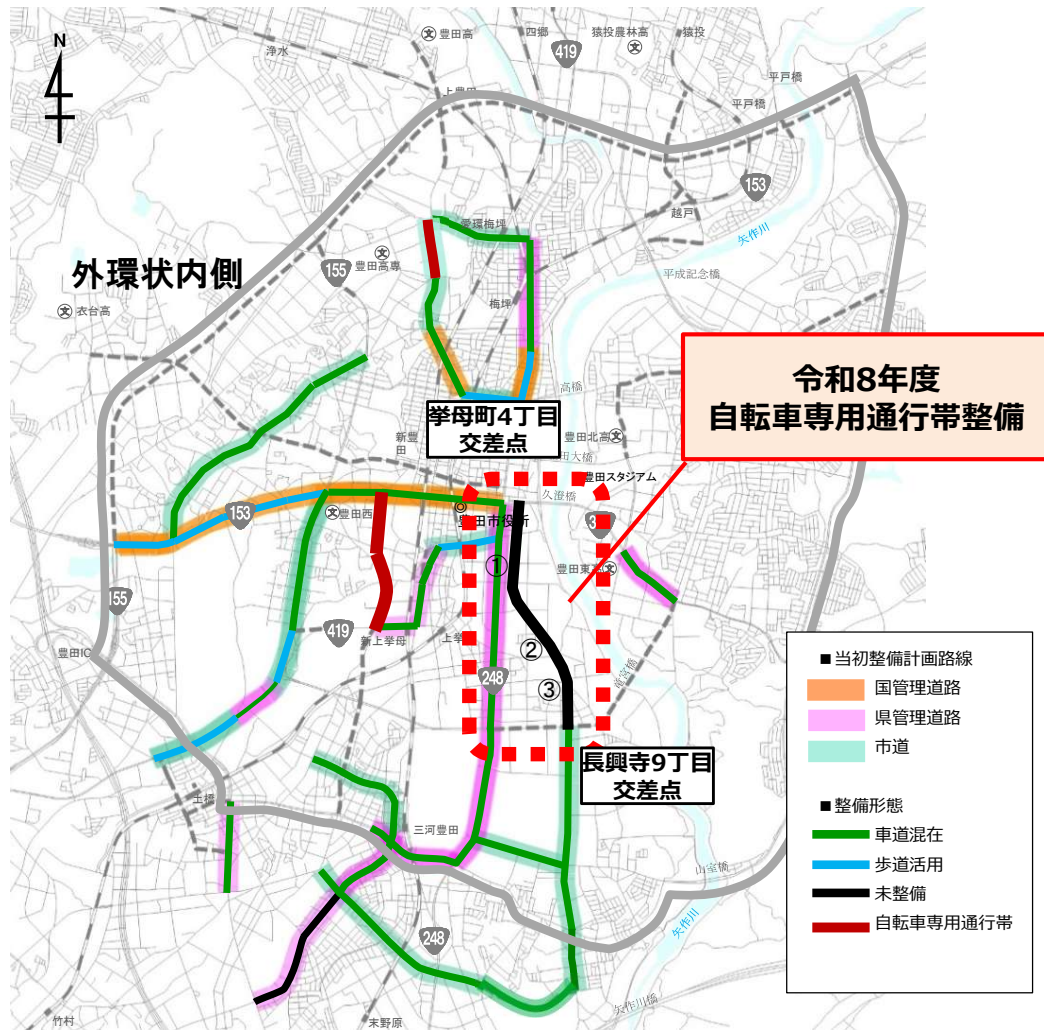


歩道の縮小
植栽帯の廃止
スリット側溝化



1) 優先整備路線の整備

○令和8年度は (都) 梅坪堤線で自転車専用通行帯の整備を実施。



※令和8年1月現在

【令和8年度の施策実施路線・施策内容】

路線名	内容
(都)梅坪堤線	整備区間：学母町4丁目交差点 ～長興寺9丁目交差点 整備延長：L=2.25km 整備内容：自転車専用通行帯の路面標示を実施



■ 自転車専用通行帯のイメージ



I. 空間づくり

II. 意識づくり

(1) 令和7年度の施策実施内容

(2) 令和8年度の施策実施予定

III. 仕組みづくり



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

① 自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

- ・ラリー関連をはじめとした各種イベント等での啓発や警察等と連携した啓発活動を実施 (28回※12月末時点)
- ・とよた産業フェスタ2025において、豊田警察署・トヨタ自動車(株)と連携し、自転車の交通ルールを周知。合わせて来場者から安全宣言を募集 (約830件)
- ・道路交通法の改正 (令和8年4月) により自転車の交通違反に適用される交通反則通告制度 (いわゆる青切符) について市ホームページやチラシ配布により積極的に周知
- ・市内全高校に対してヘルメット着用をはじめとする自転車の安全利用啓発及びヘルメット着用率調査を実施
- ・ドライバーへの啓発活動として、豊田地区交通安全推進協議会に対して自転車安全利用啓発の内容等を説明



▲とよた産業フェスタ2025



▲WRCイベントでの啓発



▲イベント時のパネル展示



▲高校生に対する啓発



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

② 自転車の交通ルールの周知

- 交通安全学習センターでの自転車安全利用講習
- ヘルメット補助金受付時に自転車安全利用に関するリーフレットや青切符制度のチラシ等を用いて交通ルールを説明
- 市ホームページや豊田市交通安全市民会議ニュースを活用した自転車の交通ルールの周知



▲『うんこドリル』



▲青切符周知

③ 自転車安全利用推進強化地区の指定

- 条例に基づき、自転車安全利用推進強化地区を指定（竜神地区）
- ⇒地区内において、豊田工科高校での豊田警察署等と連携したヘルメット着用促進や、スケアードストレートによる交通安全教室を実施
- ⇒工科高校での取組は新聞等にも掲載され、生徒のヘルメット着用率は**40%**を超える。



▲スケアードストレート



2) 子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実

①交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施

- ・ 小学校4年生を対象にした施設内講習を実施（75回・2,667人）
- ・ 中学1年生・高校1年生を対象にした出張講習を実施
（中学校：27回・3,773人、高校：8回・1,899人）
- ・ 受講者の技能等に応じて講習区分を設定した自転車安全利用講習事業を開催
（13回・112人）

※回数はすべて12月末時点

●自転車安全利用講習事業

《座学》

- ・ 教室にて自転車の基礎的な交通ルールを学習
- ・ 交通反則通告制度（いわゆる青切符）について説明

《実技例》

- ・ 乗車前の点検のポイント
- ・ ヘルメットの落下実験
- ・ 自動車からの死角体験
- ・ 模擬市街地内で自転車の実走
- ・ 巻き込み・飛び出し実験
- ・ オリジナルの自転車免許証進呈



▲施設内講習



▲出張講習



	自転車の交通ルールの普及啓発の強化	体系的な安全教育の充実	安全・安心に向けた取組の促進
取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ○青切符制度の周知 ○高校における生徒、保護者、教師等への啓発活動 ○高校における交通安全教室等の実施 ○警察と連携した街頭における自転車利用者・ドライバーに向けた啓発活動 ○自転車安全利用リーフレット類の配布（自転車安全利用講習会参加者や補助金窓口申請者向け） ○自転車安全利用講習やHP、SNSを通じた特定小型原動機付自転車も含めた交通ルールの周知 ○自転車安全利用推進強化地区の指定及び重点的な啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学4年生の施設内の交通安全講習実施及び中学1年生・高校1年生の出張講習実施 ○交通安全学習センターで自転車安全利用講習会の実施（年齢や技能に応じた講習内容） 	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭や高校、店舗、イベント等におけるヘルメット着用促進の啓発 ○民間企業等と連携し、大人に対してもヘルメットの着用を啓発 ○自転車安全利用講習会において、ヘルメット着用の徹底や自転車の点検・整備の重要性を周知 ○愛知県と協調した自転車乗車用ヘルメット購入補助制度の継続実施 ○保険事業者のチラシを活用した保険加入義務化の周知及び高校への啓発チラシの配布



I. 空間づくり

II. 意識づくり

III. 仕組みづくり

- (1) 令和7年度の施策実施内容
- (2) 令和8年度の施策実施予定



1) クルマと自転車のかしこい使い分けと自転車に乗りたくなる取組の充実

① 自転車利用のPR実施

(1) 各高校までの行き方データ等の配布

作成した各高校までの自転車や公共交通機関での行き方データをもとに、高校生等へ周知を行った。また、上記内容を引き続き市HPでも周知。



▲各高校までの行き方データ

(2) 高齢者向けガイドブックの配布

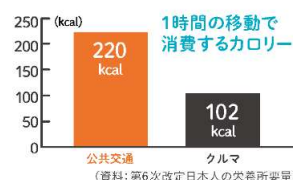
高齢者の健康増進に繋がるよう公共交通機関や自転車利用を促すようなツールを配布。



▲高齢者向けガイドブック

バスや自転車を使って健康増進!

公共交通機関を使うと車に比べ、歩く距離が長くなり健康増進につながると言われています。自転車も有酸素運動で健康につながります。健康のためにも積極的にバスや自転車を使って移動してみましょう!



(3) 出前講座での自転車利用のPR

バスの乗り方やおでかけプランの作成などをお伝えする出前講座において、自転車利用についてPRした。また、自転車の動静や実際にあった自転車とバスとの接触案件などを伝え、安心して自転車を利用できるよう注意喚起を行った。



1) クルマと自転車のかしこい使い分けと自転車に乗りたくなる取組の充実

②公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR及び民間主体の自転車イベント等の支援

(1)公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR

稲武地区へのポタリング実績…利用件数 39件 (令和7年4月～12月)

(2)サイクルラックバスの運行(令和4年8月から運行開始)

豊田市駅と稲武地区を結ぶ快速いなぶにて、サイクルラックバス(積載可能台数：2台)を運行中

どんぐりの湯前 (稲武地区)	⇒	豊田市駅
午前6時53分発		午前8時11分着
豊田市駅	⇒	どんぐりの湯前 (稲武地区)
午前8時30分発		午前9時48分着

実績：8件 (令和7年4月～12月)



▲積載時の様子



2) 自転車を活用した健康づくりの促進 【新(拡充)】

① 自転車利用の健康効果を周知

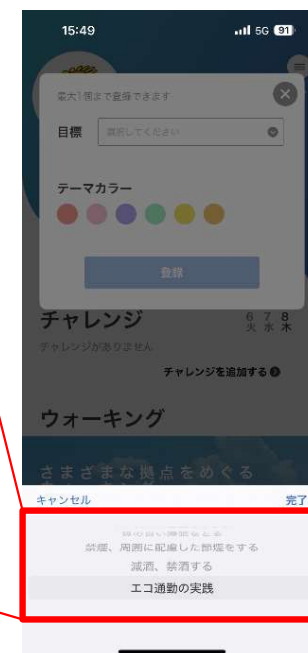
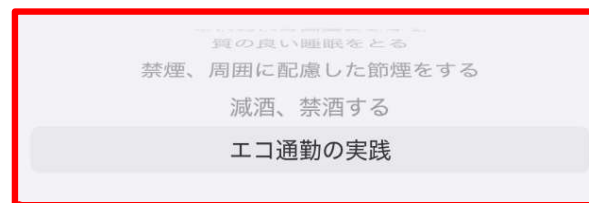
(1) PR用パンフレット作成

自転車を利用することによる健康効果を説明し、手軽に始められる運動習慣として、自転車の利用を促進するパンフレットを作成し、配布。



(2) アプリ「あいち健康プラス」によるPR

アプリ内の「とよた健康マイレージ」において、チャレンジ項目として設定できる目標に『エコ通勤の実践』を追加し、健康のために自転車通勤等を推進。





2) 自転車を活用した健康づくりの促進 【新(拡充)】

(3) 企画展示によるPR



市役所内の健康に関する展示を行う『きらちゃんコーナー』にて、自転車×健康をテーマにした企画展示を行い、自転車を利用することによる健康効果について啓発を行った。あわせて、他部署との連携によりヘルメット購入補助制度等についてもPRを行った。

(4) 各施設及び協力店舗でのデジタルサイネージによるPR

健康づくり応援課と連携し、庁内及び包括連携協定を締結している企業等からだを動かす健康増進について啓発を行った。





3) 良好な駐輪環境の確保

措置	実施内容
①市営駐輪場の設置・指定管理による管理	・ 鉄道駅周辺を中心とした駐輪場の運営
②自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	・ 自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分の実施 撤去台数756台 (うち153台返還) ※令和7年12月末時点
③駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	・ 中心市街地内鉄道駅周辺の駐輪場の設置箇所や自転車等放置禁止区域に関するチラシの配布

自転車・原付は 駐輪場へ

放置禁止区域内で 放置されている自転車等は 即日撤去します

名鉄豊田市駅及び愛環新豊田駅周辺は 自転車等(自転車と原動機付自転車)の 放置禁止区域です
自転車・原付でお越しの際には、駐輪場を 利用しましょう

放置禁止区域表示 ※区域内にはこの 標識があります

豊田市駅・新豊田駅周辺の 駐輪場案内 及び 自転車等 放置禁止区域

〔凡例〕 自転車等放置禁止区域
 駐輪場

市営新豊田駅バイク専用駐輪場(無料) (原付専用50台)

B館 T-FACE駐輪場(有料) (自転車72台・バイク20台)

市営新豊田駅駐輪場(無料) (自転車専用601台)

A館 T-FACE駐輪場(有料) (自転車171台・バイク52台)

名鉄駐輪場(有料) (バイク専用70台)

市営昭和町駐輪場(無料) (自転車・原付1,019台)

市営西町駐輪場(無料) (自転車・原付423台)

市営西町駐輪場(無料) (自転車専用345台)

市営多町駐輪場1階(無料) (自転車73台)

市営豊田市駅東駐輪場(有料) (自転車専用284台)

市役所

メリアセントレ 名鉄ヨクホテル

多町駐輪場

KITARA

コモスクエア ホテルトヨタキャッスル

参合館

VITS

155

153

新豊田駅

豊田市駅

愛環環状鉄道



1) クルマと自転車のかしこい使い分けと自転車に乗りたくなる取組の充実

① 自転車利用のPR実施

高校生や働く世代などターゲットに沿ったPRを引き続き実施する。

② 公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR及び民間主体の自転車イベント等の支援

バスを利用したサイクルツーリズムについて、ツーリズムとよたHP及び市HPで引き続きPRする。

自転車イベントについては、東海シクロクロス等引き続き支援を行う。

2) 自転車を活用した健康づくりの促進

① 自転車利用の健康効果を周知

自転車を利用することによる健康効果について、啓発活動をより効果的に行うため、企業及び教育機関との連携や、SNS等デジタルコンテンツの活用を検討し、多様な場所及び媒体を活用した情報発信を実施する。



3) 良好な駐輪環境の確保

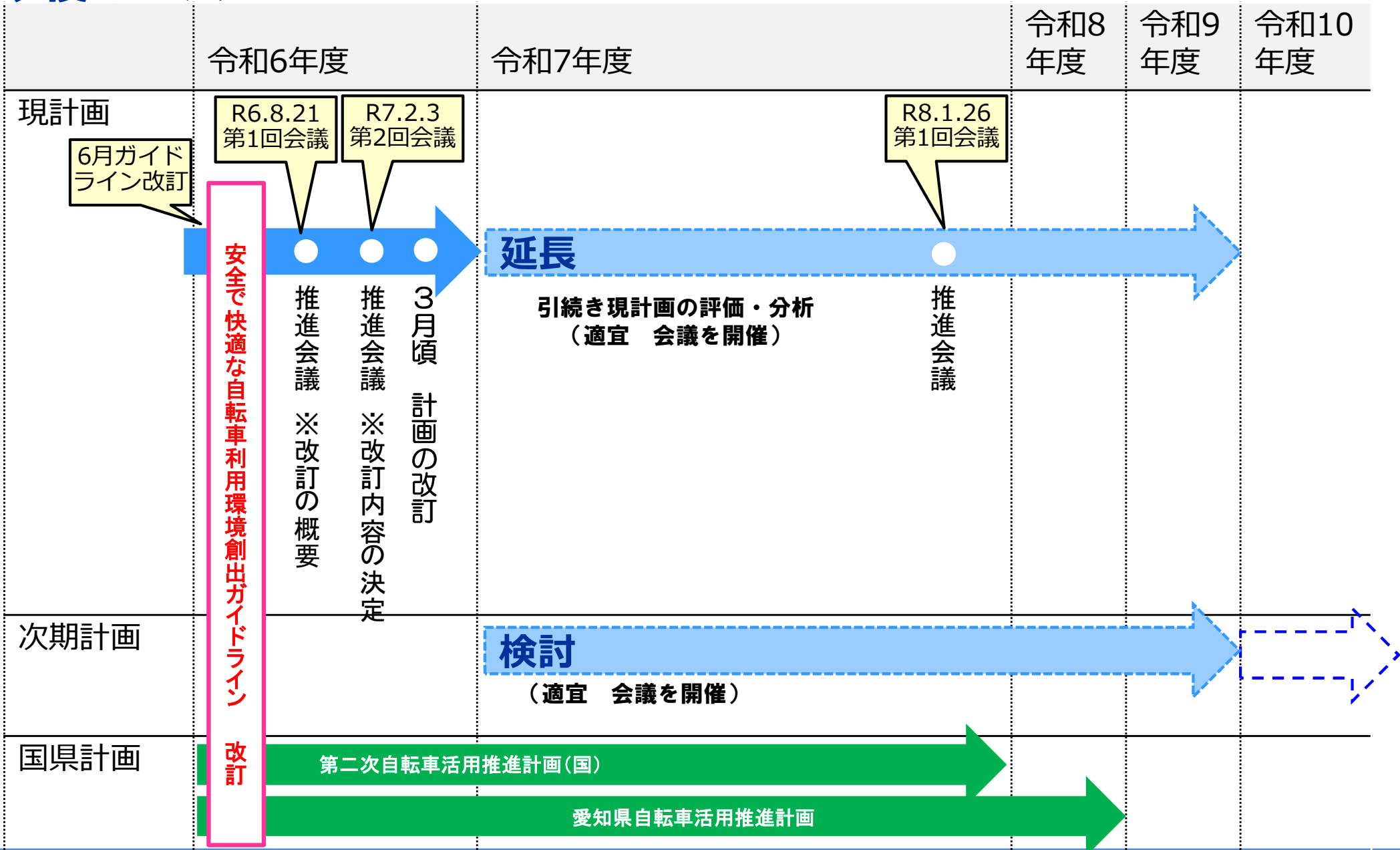
措 置	実施内容
市営駐輪場の設置・指定管理による管理	・ 鉄道駅周辺を中心とした駐輪場の運営
自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	・ 放置自転車撤去・返還・処分の実施
駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	・ 中心市街地内鉄道駅周辺の駐輪場の設置箇所や自転車等放置禁止区域に関するチラシ等の配布



1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり
4. 今後のスケジュール



1 今後のスケジュール

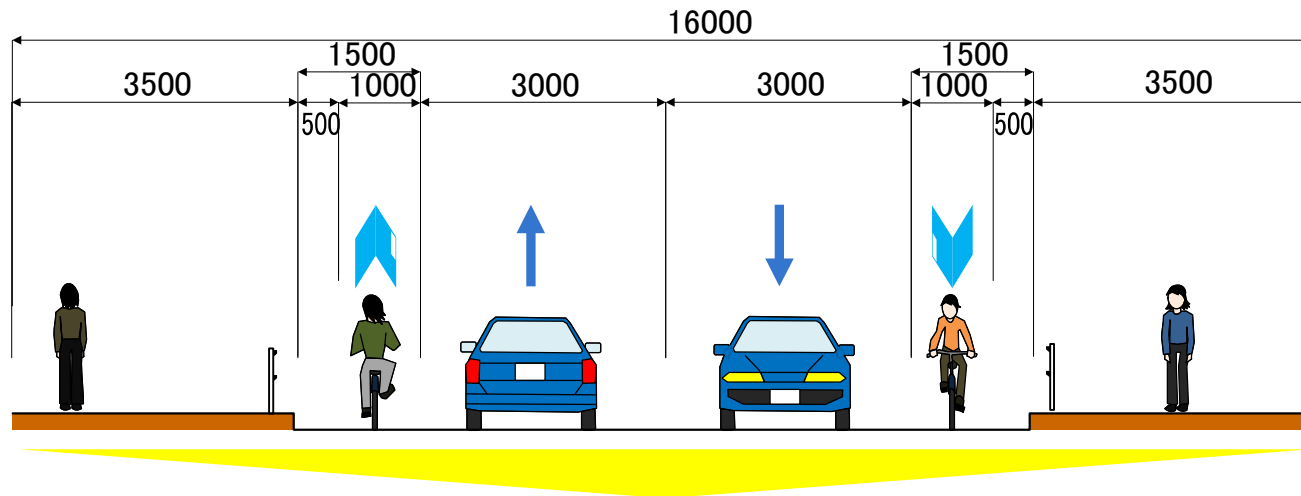




2 今後の自転車通行空間整備の方向性(案)

- 道路の新設・改良と合わせ必要な道路幅員を確保し、完成形態を前提とした自転車通行空間の整備を実施（現行計画を継続）。
- これまで暫定形（矢羽根）で整備した路線を完成形態（自転車専用通行帯）として整備。

暫定形



完成形

